- (注1) 本条文は、フィリピン政府のホームページ(http://www.officialgazette.gov.ph/1998/10/09/agreement-between-the-government-of-the-united-states-of-america-and-the-government-of-the-republic-of-the-philippines-regarding-the-treatment-of-republic-of-the-philippines-personnel-visiting-the-uni/)に掲載されている「Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Republic of the Philippines regarding the treatment of Republic of the Philippines Personnel visiting the United States of Americal (平成29年12月アクセス)を沖縄県が翻訳したものである。
- (注2) 本条文の日本語訳について、ホームページや書籍等への転載に関 しては、沖縄県に対する許可申請等は不要とする。転載に当たっ ては、事実関係の確認等は転載者の責任において行うこと。

アメリカ合衆国を訪問するフィリピン共和国の人員の扱いに関する アメリカ合衆国政府とフィリピン共和国政府との間の協定

(注1:沖縄県)本協定は、米軍人等のフィリピンにおける地位協定ではなく、フィリピン軍人等の米国における地位協定である。

前文

フィリピン共和国を訪問するアメリカ合衆国軍隊の取扱に関するアメリカ合衆国とフィリピン共和国との間の協定(以下、「訪問軍協定」)を補完する目的で、二国は、合衆国におけるフィリピン共和国の人員に関し以下のとおり合意した。

第一条 定義

本協定において、

- (a) 「軍隊の構成員」とは、フィリピン共和国軍隊に属する軍人で、その公務に関連 して(船舶及び航空機の訪問を含む。)合衆国にいるものをいう。
- (b) 「軍属」とは、フィリピン共和国の軍隊による雇用の関係で合衆国にいる文民で、 無国籍者でない者、合衆国国民でない者、合衆国に通常居住する者でない者をいう。
- (c) 「家族」とは、軍隊の構成員若しくは軍属の妻、子、又は世帯の一員であるその他の近親者で、経済的、法的又は健康上の理由で軍隊の構成員若しくは軍属に依存するものをいう。
- (d) 「フィリピン共和国の人員」とは、本条の前項に定義される軍の構成員、軍属、 及び家族をいう。

第二条 適用性

本協定は、相互に合意した以下の目的で合衆国に送られる又は合衆国を次の理由で通過するフィリピン共和国の人員に適用される: (1) 船舶及び航空機の入国、(2) 軍事演習、(3) 訓練、(4) 政府が承認する共同研究開発事業、(5) その他の相互に合意した軍事活動でフィリピン共和国の人員を合衆国に送る又は通過させる場合。この協定は、そのような活動を支援するために合衆国に送られるフィリピン共和国の人員にも適用される。

第三条 合衆国内における法令の尊重

合衆国の法令を尊重し、本協定の精神に反する行為、特に政治活動を慎むことは、フ

ィリピン共和国の人員の義務である。

第四条 入国と出国

- 1(a) アメリカ合衆国大使館は、公務で合衆国へ渡航するフィリピン共和国の人員に対し複数回入国を許可する査証を発行する。査証申請の手続きにおいて、フィリピン共和国の人員は非移民査証申請書の記入は免除される。但し、身分証明及び適切な書類提出の決定に従わなければならない。例外的な事例を別にして、大使館は申請と同日に査証を発行し、申請者が直接申請することを要求しない。
 - (b) 緊急事態が発生した場合、大使館は、フィリピン共和国の人員の旅券又は査証な しでの合衆国への入国の実現を図るものとする。
 - (c) 出入国が単一の場所からであり、またフィリピン共和国政府から支援の要請があった場合、大使館は、軍隊の構成員の集団に対して旅券又は査証なしでの入国の実現を図るものとする。
- 2 合衆国の当局が、軍隊の構成員若しくは軍属、又はその家族の合衆国領域からの退去を要請したときは、フィリピン共和国政府は、それらの者を自国の領域に受け入れる、又はそれらの者を合衆国外に退去させることに責任を負う。軍隊の構成員若しくは軍属、又はその家族の身分に変更があった場合、フィリピン共和国の当局は合衆国の当局に速やかに通知しなければならない。
- 3 大使館は、合衆国法の規定の下、合衆国に入国する資格がない人員の査証を拒否す る権利を保有する。
- 4 二国の政府は、本条の施行を促進するべく協力する。

第五条 運転免許証

- 1 1949年9月19日のジュネーブ道路交通条約に従い、合衆国の当局は、正当なフィリピン共和国の当局によりフィリピン共和国の人員に対して発給された運転免許証を、 運転免許試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 本条において言及される運転免許証の合衆国内での使用については、免許保持者が 犯した交通法違反の結果として、該当する法令に従った合衆国の司法又は行政の当局 の判断により、一時的又は永久的な免許停止を言い渡されることがある。

第六条 制服

合衆国及びフィリピン共和国の当局の間の取り決めにより、制服及び私服の着用については、該当するフィリピン共和国軍隊の規則に従わなければならない。

第七条 武器の所持

- 1 軍の構成員及びその他の人員は、合意の通り、命令によって許可されていることを 条件に、公務中合衆国の軍施設において武器を所持及び携帯することができる。二国 の政府によって調整された特別な文書が私服の着用を規定している場合を除き、軍の 構成員は武器を所持又は携帯している時は制服を着用しなければならない。フィリピ ン共和国の軍当局は、本件に関する合衆国政府からの要請に対して好意的配慮をしな ければならない。
- 2 相互に合意した場合を除き、この許可が、武器の所持中に合衆国の軍施設へ立ち入ることが禁止されている場所において武器を所持する権利を与えるものではない。

第八条 裁判権

- 1 作為又は不作為が、合衆国の法令、又はフィリピン共和国の軍法、又はその両方の下で罰することができる犯罪にあたるかを決定することのみを目的として、合衆国政府はフィリピン共和国による法の解釈を受け入れ、フィリピン共和国の当局は合衆国政府の当局による合衆国の法の解釈を受け入れるものとする。
- 2 特定の事例において、フィリピン共和国政府から要請があった場合、合衆国国務省 又は国防省は、フィリピン共和国の人員が犯した犯罪について裁判権を持つ合衆国の 適当な当局に対し、フィリピン共和国のために裁判権を放棄するよう依頼する。ただ し、国務省又は国防省が、特別な考慮をした上で、合衆国の利益のために合衆国の連 邦裁判権又は州裁判権を行使することが必要であると判断した場合を除く。
- 3 合衆国の政府が、フィリピン共和国の人員の検挙、逮捕、又は勾留を認識した場合は、フィリピン共和国の当局に速やかに通知しなければならない。関係する州の当局は、そのような情報を合衆国政府にすみやかに提供することが求められる。
- 4 フィリピン共和国の人員が合衆国において当局により勾留、拘禁、又は公訴を提起された場合、該当する合衆国の連邦法又は州法によって確立されたあらゆる手続き上の保証を与えられなければならない。これには、次の権利が含まれる。
 - (a) 自らの選定した、合衆国の連邦法又は州法に従って資格を有する弁護人に連絡する権利、及び弁護人に代理を務めさせる権利。
 - (b) 合衆国の国民と同様の根拠により、費用を要しないで又は費用の補助を受けて弁 護人を有する権利
 - (c 合衆国の当局と迅速に連絡をとり定期的な面会を受ける権利、全ての裁判手続き にその当局を立ち会わせる権利、その当局が望ましいと考える援助を受ける権利。
 - (d) 有能な通訳を用いる権利
 - (e) 人身保護令状を求める権利
 - (f) 関連する連邦法及び州法に従い保釈される権利、遅滞なく迅速な裁判を受ける権
 - (g) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利

- (h) 自己に不利な証人と対決し、そのような証人に反対尋問をする権利。但し、証拠 に関して適用される規則が定める例外に従う。
- (i) 自らのために証拠を提示する権利(証人が合衆国又は該当する州の裁判権の及ぶ 範囲にいるのであれば、その証人を得るための強制手続きを含む。
- (j) 作為又は不作為が、その行為をした時点で合衆国の連邦法又は州法の下で犯罪に あたらない場合、それに対し公訴を提起されない権利。
- (k) 裁判に立ち会う権利。
- (1) 合衆国の法令に従って法廷がその手続きに何の役割も持たない者を排除するのでない限り、公開の裁判を受ける権利。
- (m) 自らに不利になる証言を強要されない権利。
- (n) 裁判官又は管轄当局の裁量により、いずれかの当事国により、公判前の未決勾留期間を身体拘束刑に充当させる権利。
- (o) 該当する合衆国の連邦法又は州法に従い、近親者による定期的な面会を受ける権利
- 5 フィリピン共和国の人員は、合衆国の軍事裁判所又は軍事法廷による訴追の対象と はならない。そのような人員が合衆国の軍施設内で勾留された場合、速やかに適切な 合衆国の民間施設又はフィリピン共和国の当局に引き渡されなければならない。
- 6 フィリピン共和国軍隊の維持及び規律に支援が必要だというフィリピン共和国から の要請があり、合衆国大統領によるその趣旨の判断及び宣言があった場合、合衆国政 府は、友好国軍隊の軍事裁判所に関する合衆国の法令の規定を実施しなければならな い。

第九条 身体拘束及び面会

- 1 合衆国の連邦裁判所又は州裁判所によってフィリピン共和国の人員に身体拘束刑が 課された場合は、二国の間の協議の後に選定された、受刑者の拘禁程度に適した合衆 国内の刑事施設でその刑に服されなければならない。
- 2 フィリピン共和国の人員は、合衆国の軍事施設内の拘束場所における身体拘束刑の 対象とはならない。ただし、フィリピン共和国の軍当局の要請に従って軍の構成員を そのような場所で身体拘束する場合を除く。
- 3 関連する州及び連邦政府の法令に従い(刑務所に関する規制を含む。)フィリピン共和国の当局は、本条第一項で述べる者と面会し、適切な物質的支援を提供することができる。

第十条 個人の税控除

フィリピン共和国の人員が合衆国内の市場で個人的な目的のために入手する物品及び 役務は、該当する合衆国の税の対象となる。フィリピン共和国の人員は、個人的及び独

占的な使用のために合衆国に持ち込まれた動産の所有、所持、及び使用に対して、いかなる税も要求されない。合衆国の市民ではないフィリピン共和国の人員の正式な給与及び報酬は、合衆国政府への所得税の支払いを免除される。

第十一条 輸出入

- 1 フィリピン共和国の人員の私用及び家族の使用のための荷物並びに財産及び物品(家庭用品を含む)は、最初の到着から六か月以内は、合衆国政府への関税、内国収入税及びその他の課徴金を支払うことなく合衆国に持ち込むことができる。そのような財産は、本条が与える免除に影響を与えることなく、一時的に輸入された財産とみなされる。そのような財産は、適当な合衆国の当局により例外的な譲渡又は使用が合意されていない限り、関税の免除を受けて輸入する資格を有するものにのみ譲渡できる。そのような財産は、関税を支払うことなく合衆国から輸出することができる。
- 2 フィリピン共和国の軍隊により公務に関連して合衆国に輸入された又は合衆国内で 入手されたフィリピン共和国の財産及びその他の財産は、合衆国政府に関税、内国収 入税、その他の課徴金を支払うことなく、公務を目的として、フィリピン共和国の軍 隊により合衆国に輸入し、合衆国内で使用し、合衆国から輸出することができる。
- 3 軍の構成員及び軍属は、合衆国に一時的に滞在する間に自ら又は近親者の私用に供されるための私有車両を、関税、内国収入税及びその他の課徴金を課されずに輸入することができる。そのように輸入された私有車両は、合衆国の法令に合わせて、合衆国の連邦法及び規制に定められた環境及び安全に関する基準から除外される。そのような私有車両の合衆国内でのいかなる処分も、適用される合衆国連邦法又は州法に従わなければならない。そのような私有車両は、合衆国政府に租税、関税、その他の類似する課徴金を支払うことなく、合衆国から輸出することができる。
- 4 合衆国の当局とフィリピン共和国の当局は、本条の規定の施行のために必要ないかなる取極の策定に関しても協力する。

第十二条 軍施設への立入り及び軍施設の使用:身分証明書

- 1 合衆国政府は、合衆国の法令及び規制により許される好意的条件の下、フィリピン 共和国の人員に対し合衆国内の軍施設の使用を許可する。
- 2(a) 合衆国の当局は、フィリピン共和国の人員に対し適切な身分証明書を発行する。
 - (b) 身分証明書により、許可された軍施設への立入り及び使用が許可される。

第十三条 福利厚生施設の利用

合衆国の法令及び規制に従い、フィリピン共和国の人員は、合衆国軍隊の軍販売所、

売店、及び文化並びに娯楽機関を利用することができる。

第十四条 医療

二国間の別の取極に準じて、合衆国国防省は、フィリピン共和国において同等の合衆国の人員に提供される医療に相当する医療を、フィリピン共和国の人員に対し合衆国内の国防省の医療施設で提供する。

第十五条 運航施設の利用

フィリピン共和国政府により運航される車両、船舶、及び航空機は、着陸料若しくは 入港料、航行料若しくは領空通過料、道路使用料、又は合衆国の軍施設の使用に係るその他の課徴金で、要請し受けた役務に対し、公正かつ正当な料金ではないものについて は、その支払いの対象とならない。

第十六条 公益事業及び役務の使用

合衆国の軍当局は、要請に応じ、適切な状況の中で、必要な公益事業の使用にあたりフィリピン共和国の当局を支援する。「公益事業」とは、電気、ガス、水、暖房、照明、電力、下水、電話、その他の公益事業を含む。

第十七条 大使館及び領事館の人員

フィリピン共和国の大使館に派遣されたフィリピン共和国の人員は、外交関係に関するウィーン条約の下で権利を有する特権及び免除を引き続き享受し、フィリピン共和国の領事館に派遣されたフィリピン共和国の人員は、国際法の慣習の下で権利を有する特権及び免除を引き続き享受する。

第十八条 安全保障

当事国は、安全保障に関する事項について協力する(本協定に含まれる人員及び財産の安全も含む。)。

第十九条 補足的取極

本協定の規定に従い、要求に応じて、その施行に関する補足的取極を当事国の適当な当局の間で締結することができる。

第二十条 効力の発生及び期間

本協定は訪問軍協定と同時に効力を生じ、その協定が効力を有する限り引き続き効力を有する。

1998年10月99日マニラにて署名

アメリカ合衆国政府のために フィリピン共和国政府のために